

海外品種登録の重要性

—いちご苗無断増殖、推定220億円損失の衝撃—

一般財団法人いも類振興会 理事長 すずき しょうじ
鈴木 昭二

農林水産省は、先の6月、日本の野菜等の種苗が無断で海外に持ち出され、イチゴ苗の流出により過去5年間で220億円の損失が出ているとの試算を公表したため、マスコミ等で大きく取り上げられることとなった。

公表内容によれば、日本で開発されたイチゴ「レッドパール」「章姫」「とちおとめ」などが韓国に無断流出し、韓国業者はこれらを交配させて韓国産オリジナル品種（2012年に韓国で品種登録済）と称して増殖し、その果実を国内販売するとともに積極的にアジアに輸出しているとのことである。このため、仮に韓国で品種登録ができていれば育成者が得られるロイヤルティーが年間16億円獲得できたとされ、更に韓国がイチゴをアジアに輸出することで日本産イチゴのアジアへの輸出機会が失われ、直近の過去5年間の合計で最大220億円の損失があったと推計している。

＜日本品種を交配親に用いた韓国品種＞

- 章姫×レッドパール→雪香(ソルヒャン)
- 栃の峰×章姫 → 梅香(メヒャン)
- 章姫×とちおとめ→錦香(クムヒャン)

農水省によると、韓国のイチゴ栽培面積の9割以上が日本から流出した品種をもとに開発された品種だとされるが、これは、韓国の品種登録制度では、2012年までイチ

ゴは保護対象ではなく、日本品種の登録ができず栽培を差し止められなかったためという。

その他にも、シャインマスカットなどが中国に、サクランボ「紅秀峰」が豪州に持ち出された例も確認されているが、何れも海外品種登録がなされていなかったという。

このように、種苗の海外での無断増殖を防ぐには、「植物の新品種の保護に関する国際条約」（UPOV条約）に基づく海外品種登録が対抗策として有効である。特に、いも類のような栄養繁殖植物は増殖が容易であるため、今後、普及が見込まれる重要な新品種は、国内登録は当然として、積極的に海外登録を行うという意識を高めていく必要があるだろう。

ただし、海外登録の問題点として、アジアでのUPOV加盟国は、日本、中国、韓国、ベトナム、シンガポールのみであり、他の国は品種登録制度を持たないこと、また、登録は育成者が行う必要があるため、金銭的、事務的負担が加重となることである。

前者については、UPOV加盟を働きかける必要があり、未加盟国の中でも加盟への機運が高まってきている。後者については、農水省として海外品種登録出願の費用助成等を行う補助事業の大幅な拡充を検討中と聞くので、これに大いに期待したい。